

名古屋市達第11号

総 務 局  
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 事務所に次の組織を置く。 （略） 次長補佐（調査） <u>(5)</u> （略） 2 （略）	第3条 事務所に次の組織を置く。 （略） 次長補佐（調査） <u>(7)</u> （略） 2 （略）

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。